

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)……………
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………
- ……………(環境局自然環境部計画課)……………
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………

告示

●東京都告示第二百五十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年七月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 商号 旭建設株式会社
- 二 代表者氏名 代表取締役 福壽 逸明
- 三 主たる事務 千代田区岩本町三丁目五番一号
- 四 所 所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二〇八号
- 五 免許年月日 平成二十九年十月六日

●東京都告示第二百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和元年七月二十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称 株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所 町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 代表取締役 濱崎 伸一郎
- 四 その他
  - 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

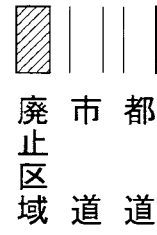
令和元年七月二十九日

東京都知事 小池 百合子

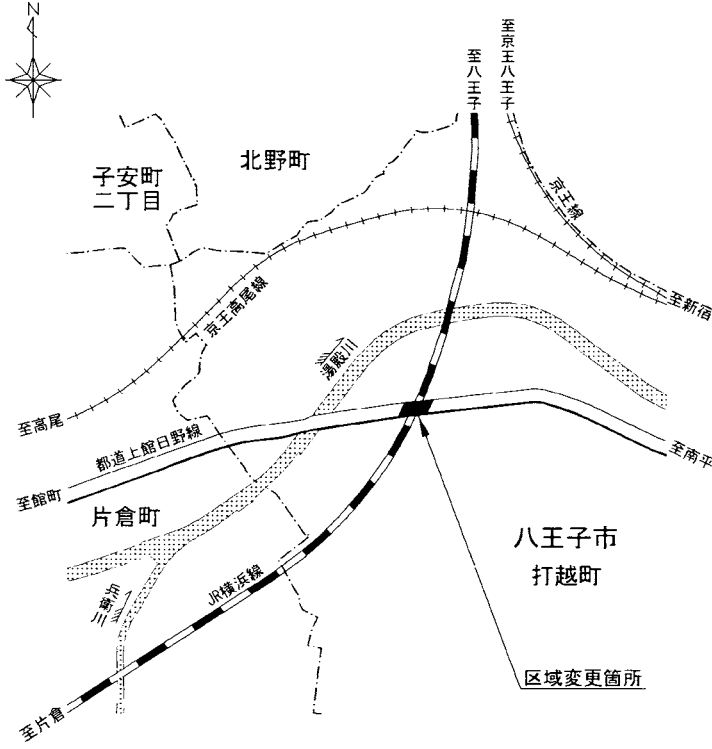
- 一 路線名 上館日野
- 二 変更の区間 八王子市打越町千三百九十番三地内から同所千三百八十九番七地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道上館日野線区域変更略図  
八王子市打越町地内

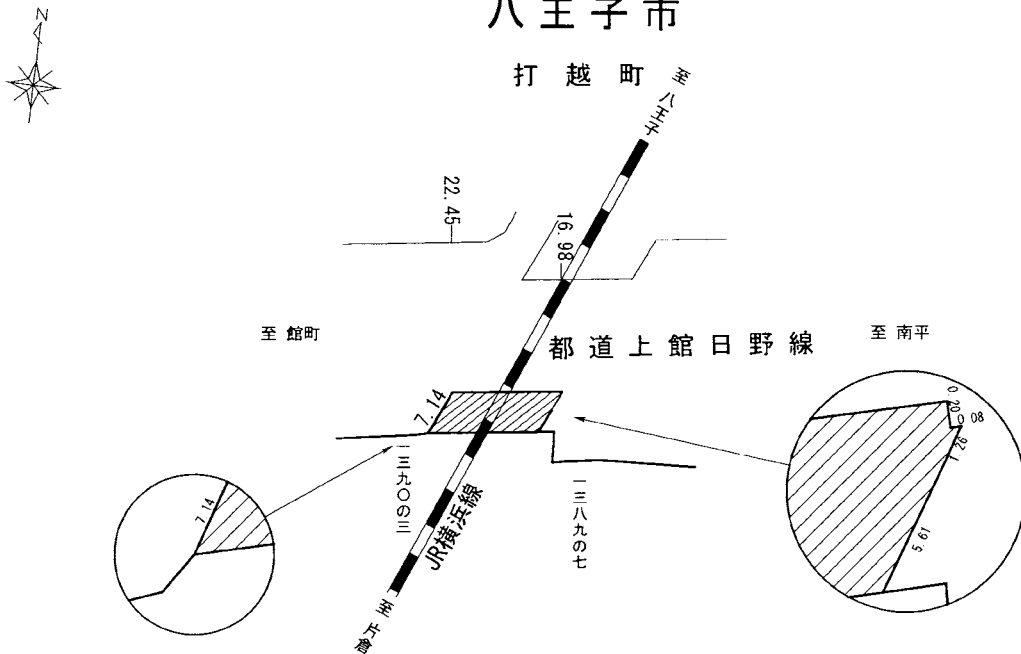


延長 二〇・三四メートル  
 面積 九九・九一平方メートル



八王子市

打越町



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 サンシャインシティ
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名
- 四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 デザインほか三名
- 六 変更前の小売業者の住所 新宿区新宿六丁目二十七番三十号（株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン）ほか

七 変更後の小売業者の住所

新宿区西新宿三丁目二番五号（株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン）ほか

八 変更前の小売業者の代表者名

山下 隆司（株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン）ほか

九 変更後の小売業者の代表者名

橋 淳史（株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン）ほか

十 変更日

平成三十一年四月二十五日ほか

十一 届出日

令和元年七月八日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間

令和元年七月二十九日から同年十一月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年七月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)ドン・キホーテ五反田店
- 二 店舗所在地 品川区東五反田一丁目十二番地一ほか
- 三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

四 意見

ア 聴取者 品川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年七月九日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

令和元年七月二十九日から同年八月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

パークシティ武蔵小山ザモール

二 店舗所在地

品川区小山三丁目十五番一号

三 設置者名

武蔵小山パルク駅前地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 品川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年七月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

令和元年七月二十九日から同年八月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

